

消費者教育の推進に関する法律(市町村の役割)

目的(第1条)

- ・消費者教育の総合的・一体的な推進

定義(第2条)

【消費者教育】

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動

【消費者市民社会】

- ・個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重
- ・自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会 経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚
- ・公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画

基本理念(第3条)

- ・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成
- ・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援

体系的推進

- ・幼児期から高齢期までの段階特性に配慮

効果的推進

- ・場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応
- ・多様な主体間の連携
- ・消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供
- ・非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解
- ・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携

市町村の役割

責務(第5条)

- ・団体の区域の社会的経済的状况に応じた施策策定、実施(消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と連携)

- ・市町村消費者教育推進計画策定(第10条)(努力義務)
- ・消費者教育推進地域協議会(第20条)(努力義務)

- ・学校における消費者教育の推進(第11条) 発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、人材の活用
- ・大学等における消費者教育の推進(第12条) 学生等の被害防止のための啓発等
- ・地域における消費者教育の推進(第13条) 高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供
- ・人材の育成等(第16条)
- ・教材の活用等(第15条)(努力義務)
- ・調査研究(第17条)(努力義務)
- ・情報の収集(第18条)(努力義務)